

東海市公告第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、当該都市計画の変更案を次のように公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の変更案について、東海市に意見書を提出することができる。

令和7年6月2日

東海市長 花田勝重

1 都市計画の種類及び名称

知多都市計画名和共和地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

東海市名和町半六坊、一枚畑、奥前後及び北蕨の各一部

3 縦覧場所

東海市中心街一丁目1番地

東海市役所都市建設部都市計画課（4階）

4 縦覧期間

令和7年6月2日（月）から同月16日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで